

特許法等の一部が改正されました！

特許法等改正のポイント

東京商工会議所

平成27年7月3日、特許法の一部を改正する法律が成立しました。同法は公布後、1年以内に施行される予定です。

法改正の概要

1. 職務発明*の帰属(発明が生まれた時、その特許を受ける権利は誰にあるか)についての考え方が変更になります

(*)「職務発明」とは会社の仕事の中で生まれた発明のことです。

①「職務発明は会社に帰属する」などと社内規則等で定めをしている場合

改正後

②社内規則などで定めた「相当の利益」を発明者に与える必要があります

(発明者)

相当の利益(※)

(会社)



①発明が生まれた時から、権利は会社のものになります

特許を受ける権利



※金銭だけでなく、昇進などの処遇も含めたものです。

今後、国がガイドラインを作成する予定です

(改正前)

(発明者)

相当の「対価」

(会社)



特許を受ける権利は発明者(従業員)のもの

社内規則等に基づき
承継

特許を受ける権利



★改正前の仕組みでは、以下のような問題が指摘されていました。

- ・チーム全員が力を合わせて発明しても、特許を受ける権利は特定の個人に帰属してしまう
- ・発明者が権利を他社にも譲渡(2重譲渡)するようなことがあると、特許を使えなくなってしまう心配がある など

②「職務発明は会社に帰属する」などを社内規則等で定めをしていない場合

特許を受ける権利は発明者のものです。会社には特許を使用する権利があります(法改正による変更はありません)

(発明者)



特許を受ける権利

(会社)

特許の通常実施権



会社は特許を無償で使えますが、特許権の所有者ではないため、事業展開で不都合が生じる心配があります(改良特許の出願が自由にできない、発明者が競合会社に転職したetc.)

2. 特許料、商標設定登録料が引き下げられます

- ①特許 : 特許権登録後の毎年の特許料が10%程度引き下げられます
- ②商標 : 商標登録料が25%程度、更新登録料が20%程度引き下げられます

各社で気をつけておくべきこと

特許を受ける権利を「会社のもの(上記①)」にするか、「発明者のもの(上記②)」にするかは、従来どおり、各会社の考え方にもとづいて制度設計することができます。

一般的には、「会社のもの」にすることが権利の安定性の点から望まれるところですが、「会社のもの」にする場合には、社内規則等で職務発明に関する定めを明確にしておくことが必要になります。職務発明に関する定めは、今後示される予定のガイドラインに従って作成しましょう。

特許法等改正の詳細については経済産業省や特許庁のホームページでご確認ください。

<<http://www.meti.go.jp/press/2014/03/20150313001/20150313001.html>>